

第 32 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和 7 年 7 月 10 日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	多湖 文貴	出	2 番	伊藤 幸子	出	3 番	中村 進也	出
4 番	遠藤 良幸	出	5 番	藤田 一房	出	6 番	松葉 里美	出
8 番	伊藤 和雄	出	9 番	小林 政俊	出	10 番	岡田 康平	出
11 番	中村 正治	出	12 番	近藤 秀樹	出	13 番	片岡 節男	出
14 番	樋口 久義	出	15 番	伊藤 治義	出			

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 10 時 00 分

1 開会の辞 事務局長(小高秀之)	それでは、第 32 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第 32 回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第 5 条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 只今の出席委員は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、第 32 回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第 1) 議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第 1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、14 番議席樋口久義委員と、15 番議席伊藤治義委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。
(日程第 2) 議長	それでは、日程第 2 報告第 59 号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	日程第 2 報告第 59 号

	農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和7年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄 管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。 今回の法人9団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。 議長 報告第57号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。 報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。 (日程第3) 議長 続きまして、日程第3 議案第185号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」を議題いたします。 事務局の説明を求めます。 議長 日程第3 議案第185号 農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和7年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、農業委員会の意見を求めることとなっております。 通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了
--	--

	になると自動的に契約が終了することになります。 議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。 中間管理機構分が、5筆、総面積 9,307.00 m²であることを報告します。 議長 事務局の説明は終わりました。 本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定について意見を求めるものです。すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定となっております。 内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。 特に無いようですので、議案第 185 号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」につきまして採決いたします。 本計画について、設定するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。 (日程第 4) 議長 続きまして、議案第 186 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 日程第 4 議案第 186 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和 7 年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の 3 条所有権移転の申請は、8 件、19 筆、面積 14,244 m²です。 <13 番案件>の申請地は、大安町門前地内の田です。 譲受人である大安町梅戸の[]が、大安町石樽東の[]が
--	---

議長	所有する議案書に記載の 2 筆、1,571 m²を贈与により譲り受ける申請です。 <14 番案件>の申請地は、藤原町本郷地内の田畑です。 藤原町大貝戸の [] が、埼玉県さいたま市の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、2,561 m²を売買により譲り受ける申請です。 <15 番案件>の申請地は、北勢町向平地内の畑です。 譲受人である北勢町向平の [] が北勢町阿下喜の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、234 m²を売買により譲り受ける申請です。 <16 番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。 譲受人である北勢町麻生田の [] が北勢町麻生田の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、975 m²を売買により譲り受ける申請です。 <17 番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畑です。 譲受人である大安町宇賀の [] が大阪府豊中市の [] が所有する議案書に記載の 6 筆、2,364 m²を売買により譲り受ける申請です。 <18 番案件>の申請地は大安町梅戸地内の畑です。 譲受人である四日市市の [] が長野県大町市の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、208 m²を売買により譲り受ける申請です。 <19 番案件>の申請地は貝弁町畑新田地内の田畑です。 譲受人である貝弁郡東貝町の [] が貝弁町大泉新田の [] が所有する議案書に記載の 4 筆、6,123 m²を売買により譲り受ける申請です。 <20 番案件>の申請地は北勢町阿下喜地内の畑です。 譲受人である北勢町阿下喜の [] が北勢町阿下喜の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、208 m²を売買により譲り受ける申請です。 以上所有権 8 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。
-----------	---

(日程第 5)	議長	特に無いようですので、採決に入ります。 議案第 186 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。 続きまして、議案第 187 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第 5 議案第 187 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について (知事処分) 次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 7 年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は、1 件、1 筆で 576 m²です。 ＜1 番案件＞の申請地は大安町石樽東地内の田です。農地区分は、2 種農地です。 転用計画としては、大安町石樽東の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、576 m²を共同住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は盛土 450mm、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、污水排水は下水道を利用します。雨水排水は、北側道路側溝へ放流します。 現在、稲作中により、稲の収穫後に転用を行います。 以上 4 条 1 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。 事務局 事務局の説明は終わりました。 この案件につきましては、7 月 3 日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。

現地調査委員	議案第 187 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について」1 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。 何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第 187 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。
(日程第 6) (日程第 7)	議長 続きまして、議案第 188 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 189 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	日程第 6 議案第 188 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 7 年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は、8 件、11 筆で 4,607.45 ㎡です。 <15 番案件>の申請地は北勢町飯倉地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。 転用計画としては、東京都の [REDACTED] が北勢町飯倉の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、1,011 ㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水と排水はなく、雨水は自然浸透にて処理します。

<16 番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、大安町南金井の[]が愛知県江南市の[]が所有する議案書に記載の 2 筆、459 m²をドッグラン施設及び駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。周囲にはフェンス 1.5m を設置します。

取水はなく、雨水排水は南側道路側溝へ放流します。

<17 番案件>の申請地は、大安町丹生川久下地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、東京都の[]が大安町丹生川久下の[]が所有する議案書に記載の 2 筆、400.45 m²を建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土 15cm で、CB 壁により、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水は公共下水道、雨水は道路側溝へ放流します。

<18 番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、東京都の[]が桑名市の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、723 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水排水は無く、雨水は、自然浸透にて処理します。

<19 番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の田です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、桑名市の[]が員弁町松之木の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、264 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、造成工事により周囲より 30cm ほど高くなるので、南側にコンクリート擁壁、東・西・北側にはコンクリートブロックを設置し、土砂および雨水の流出を防止します。

取水は上水道を引込み、汚水・生活雑排水は下水道を利用、雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<20 番案件>の申請地は、員弁町宇野地内の田です。農地区分

は、2種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が員弁町宇野の[]が所有する議案書に記載の1筆、492㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。周囲にはフェンスを設置し土砂の流出を防止します。

取水排水なし、雨水は自然浸透です

<21番案件>の申請地は、大安町門前地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が四日市市の[]が所有する議案書に記載の1筆、499㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。周囲にはフェンスを設置し土砂の流出を防止します。

取水排水なし、雨水は自然浸透です。

<22番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、員弁町市之原の[]が北勢町其原の[]が所有する議案書に記載の2筆、759㎡を共同住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。外周に土留を施工します。

取水は上水道を引込み、汚水・雑排水は下水道に接続、雨水は道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第7 議案第189号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。 令和7年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、3件、3筆で、1,552㎡です。

<4番案件>の申請地は、北勢町飯倉地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、東京都の[]が北勢町飯倉の[]が所有する議案書

	に記載の 1 筆、552 m²を進入用道路用地へ転用したい旨の計画です。 5 条所有権移転許可申請の＜15 番案件＞で説明した太陽光発電施設のために、一時的に進入用道路にする転用です。 土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。 取水排水はなく、雨水は、自然浸透にて処理します。 ＜5 番案件＞の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。 転用計画としては、北勢町垣内の [] が北勢町麻生田の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、500 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 現状高に砂利散布敷均し整地します。 取水は上水道、生活排水は公共下水道へ接続します。雨水は自然浸透及び既設排水路に放流します。 ＜6 番案件＞の申請地は、員弁町宇野地内の田です。農地区分は、2 種農地です。 転用計画としては、員弁郡東員町の [] が員弁町宇野の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、500 m²を農家住宅用地へ転用したい旨の計画です。 現状高に 70～80cm の盛土の整地を行い、切土は無しです。 取水は上水道延長引込み、生活排水は単独浄化槽設置します。雨水は自然浸透及び既設排水路に放流します。 以上 5 条所有権移転 8 件、使用貸借権設定 3 件の計 11 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明は終わりました。 これらの案件につきまして、7 月 3 日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。
現地調査委員	議案第 188 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」8 件、議案第 189 号「農地法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」3 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。

	議長 ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第 188 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。 続いて、議案第 189 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。
(日程第 8)	議長 続きまして、議案第 190 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 日程第 8 議案第 190 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 7 年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は 11 件、14 筆、2,681 m²です。 ＜9 番案件＞の申請地は、藤原町本郷地内の台帳地目、田です。 願出者は鈴鹿市の■■■■で、昭和 57 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 ＜10 番案件＞申請地は、藤原町本郷地内の台帳地目、畑です。 願出者はさいたま市の■■■■で、平成 17 年以前から墓地に、昭和 61 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 ＜11 番案件＞申請地は、丹生川久下地内の台帳地目、畑です。

議長	願出者は名古屋市の■■■■で、昭和 22 年頃から宅地に転用し、現在に至っております。 <12 番案件>の申請地は、丹生川久下地内の台帳地目、畑です。願出者は丹生川久下の■■■■で、昭和 22 年頃から宅地に転用し、現在に至っております。 <13 番案件>の申請地は、北勢町川原地内の台帳地目、田です。願出者は北勢町川原の■■■■で、平成 14 年から宅地に転用し、現在に至っております。 <14 番案件>の申請地は、大安町字賀地内の台帳地目、田です。願出者は愛知県江南市の■■■■で、平成元年から宅地に転用し、現在に至っております。 <15 番案件>の申請地は、員弁町東一色地内の台帳地目、田です。願出者は桑名市の■■■■で、昭和 59 年から集落センターに転用し、現在に至っております。 <16 番案件>の申請地は、藤原町志礼石新田地内の台帳地目、田です。願出者は桑名市の■■■■で、平成 12 年以前から宅地進入路に転用し、現在に至っております。 <17 番案件>の申請地は、北勢町向平地内の台帳地目、畑です。願出者は北勢町向平の■■■■で、昭和 61 年頃から宅地進入路に転用し、現在に至っております。 <18 番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の台帳地目、畑です。願出者は員弁町大泉新田の■■■■で、平成 14 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <19 番案件>の申請地は、大安町門前地内の台帳地目、畑です。願出者は愛知県小牧市の■■■■で、昭和 56 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 以上 11 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願いします。 事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に
----	---

		該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第 190 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。
5	その他	議長 議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。
6	閉会の宣言	議長 次回は、8 月 1 日午前 9 時から現地調査、11 番議席中村正治委員と 12 番議席近藤秀樹委員は出席をお願いします。 次回委員会は、8 月 8 日です。場所は、行政棟 2 階庁議室となります。よろしくお願いします。
	【午前 10 時 00 分閉会】	それでは、これをもちまして第 32 回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 伊 藤 和 雄

議事録署名者

議事録署名者